

「(仮称) 第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市
介護保険事業計画(地域包括ケア計画)」における施策の方向性等について

◎ 趣 旨

「(仮称) 第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画(地域包括ケア計画)」(以下「次期計画」という)における基本理念や基本目標、施策の方向性等について協議するもの

1 基本理念

基本理念は、本市の「目指すべき高齢社会像」を示すものであり、国の動向や本市の現状、現行計画の課題から導出した新たな課題を踏まえ、引き続き、地域において、高齢者一人ひとりがいきいきと安心して暮らすことができ、「長生きしてよかった」と思えるような社会を築くため、現行計画の基本理念のとおりとする。

◆ 基本理念 ◆

住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、
安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現

2 基本目標及び施策の方向性等

上記の基本理念を実現するため、基本目標を設定し、それぞれの目標達成に向けた施策の方向性を整理する。

(1) 基本目標

地域や関係団体の協力を得ながら各種の施策・事業に取り組むことができるよう、引き続き、現行計画と同様の4つの基本目標とする。

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

(2) 施策の方向性等の整理

各基本目標における課題や取組方針，施策は次のとおりとする。

■ 基本目標 1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

課 題	取組方針	施策の方向性と施策
<ul style="list-style-type: none"> 市民が健康を維持・増進できるよう，主体的な健康づくりや介護予防を推進する必要がある。 	<p>市民の健康づくり・介護予防の推進に向け，健康づくりや介護予防への意識を高め，積極的な参加を促進するとともに，通いの場へのリハビリ専門職の派遣などにより，効果的・効率的な介護予防の推進を図ります。</p>	<p>1 健康づくり・<u>介護予防</u>の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主体的な健康づくりの推進 ○ 高齢期の健康を支えるための情報提供の推進 ○ <u>効果的・効率的な介護予防</u>の推進
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が，これまでに培ってきた豊富な知識や経験を活かしながら，地域の中でいきいきと活躍できるよう，高齢者の生きがいを促進する必要がある。 	<p>高齢者の生きがいを促進に向け，老人クラブやふれあい・いきいきサロンなどの社会参加活動の促進に取り組むとともに，シニア世代を対象とした学習機会の提供や，多様な活躍の場の提供を図ります。</p>	<p>2 生きがいを<u>促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会参加活動の促進 ○ 豊かな高齢期を支える学習機会の提供 ○ 多様な<u>活躍</u>の場の提供

■ 基本目標 2 地域で支え合う社会の実現

課 題	取組方針	施策の方向性と施策
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活において支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中，高齢者も地域の様々な支え合い活動の「担い手」として積極的に参加できるよう，「地域での支え合い体制」を強化する必要がある。 	<p>「地域での支え合い体制」の推進に向け，地域包括支援センターの機能強化を図るとともに，地域ケア会議や第2層協議体など，様々な社会的資源が有機的に連携した支援体制の充実を図ります。</p>	<p>1 地域での支え合い体制の<u>推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での支え合い体制の推進に向けた地域包括支援センターの機能強化 ○ 多様な関係者・団体等の参加による<u>地域ケア力の向上</u> ○ 地域での支え合い体制の充実に向けた生活支援体制の<u>推進</u> ○ 高齢者の日常生活を支える多様な担い手の育成・支援

課 題	取組方針	施策の方向性と施策
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者をはじめとする誰もが住み慣れた地域のより良い環境で生活できるよう、高齢者等にやさしいまちづくりを推進する必要がある。 	<p>高齢者にやさしいまちづくりの推進に向け、福祉のこころの醸成や教育などの「福祉のこころを育む人づくり」に継続して取り組むとともに、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成など、安全・安心・快適に暮らせる福祉の基盤づくりを推進します。</p>	<p>2 高齢者にやさしいまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉のこころの醸成と交流活動の促進 ○ 高齢者の快適な生活基盤の計画的な整備
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活上のリスクの高い高齢者が安全で安心な暮らしを送れるよう、地域と連携しながら、日ごろからの見守りや災害時等における支援を充実する必要がある。 	<p>高齢者が安全で安心な暮らしを続けられるよう、地域における相談・見守り体制の充実を図るとともに、感染症予防や防災・防犯などに関する意識の高揚を図ります。</p>	<p>3 安全で安心な暮らしの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での相談・見守り体制の充実 ○ 安全で安心な暮らしを支える情報提供

■ 基本目標 3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

課 題	取組方針	施策の方向性と施策
<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定率が2040年まで上昇し続けることが見込まれる中、介護を必要とする高齢者等が適切にサービスを利用し続けられるよう、介護保険事業の充実に取り組む必要がある。 	<p>介護保険事業の充実に向け、計画的に施設・居住系サービスや地域密着型サービスの整備を図るなど、介護サービスの安定的な提供を図るとともに、多様な生活支援サービスの充実を図ります。</p>	<p>1 介護保険事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険サービスの安定的な提供 ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスの需要が増加していく中、継続的・安定的にサービスが提供できるよう、介護人材の確保に取り組む必要がある。 	<p>介護人材の確保に向け、介護事業所における新規就労者の育成・確保や、介護職の離職防止に資する職場環境の向上を図ります。</p>	<p>2 介護人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>介護現場への参入促進</u> ○ <u>介護職の離職防止に向けた職場環境の向上</u>

課 題	取組方針	施策の方向性と施策
<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスを必要とする高齢者が心身等の状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう、介護サービスの更なる質の確保・向上を図る必要がある。 	<p>介護サービスの質の確保・向上に向け、介護給付の適正化を図るとともに、介護人材の育成支援に取り組めます。</p>	<p>3 介護サービスの質の確保・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>介護給付の適正化や介護人材の育成支援</u>
<ul style="list-style-type: none"> 市民が身近な場所で安心して在宅療養を受けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を強化する必要がある。 	<p>医療機関や介護サービス事業者などの関係者間の連携を推進するため、円滑な連携に向けた体制の強化や専門職の育成・確保に取り組むとともに、在宅での療養について、市民の理解促進を図ります。</p>	<p>4 在宅医療・介護連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な医療・介護連携に向けた<u>体制の強化</u> ○ 在宅療養を支える専門職の育成・確保 ○ 在宅での療養や看取りに関する市民理解の促進
<ul style="list-style-type: none"> 介護を必要とする高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、利用者やその家族等への介護保険制の理解促進や介護者の負担軽減に取り組む必要がある。 	<p>介護サービスの利用者が自ら必要なサービスを安心して選択できるよう、介護保険制度に関する情報提供を行うとともに、介護者の負担が軽減されるよう、介護者を対象とした相談支援などを行います。</p>	<p>5 介護者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービスを必要とする高齢者や家族等に対する情報提供 ○ 介護者に対する支援

■ 基本目標 4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

課 題	取組方針	施策の方向性と施策
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が健全で安定した生活を続けられるよう、心身等の状況に応じた在宅福祉サービスを提供する必要がある。 	<p>支援やサービスを必要とする高齢者が、心身等の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、引き続き、在宅福祉サービスの周知を図りながら、適切な支援を行います。</p>	<p>1 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅福祉サービスの提供

課 題	取組方針	施策の方向性と施策
<ul style="list-style-type: none"> 高齡単身世帯や高齡夫婦世帯の更なる増加が見込まれる中、高齡者の生活や身体状況に応じて自立した生活を送れるよう、住環境の整備に取り組む必要がある。 	<p>高齡者の自立した生活を支えるための住環境を整備できるよう、既存住宅の改修支援や多様な住宅の確保を図ります。</p>	<p>2 高齡者の自立した生活を支える住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>高齡者の住環境の向上に向けた支援</u> ○ <u>高齡者の希望や状況に応じた住宅の確保</u>
<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齡者の増加が見込まれる中、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、国における認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症高齡者等対策の更なる充実を図る必要がある。 	<p>認知症になっても希望を持ち、安心して日常生活を過ごせるよう、認知症に関する市民の理解促進や相談支援、医療・介護等の切れ目ないケア体制の充実など、認知症高齡者等対策の充実を図ります。</p>	<p>3 認知症高齡者等対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の正しい理解に向けた周知啓発や<u>認知症の人にやさしい地域づくり</u>の推進 ○ <u>認知症の早期発見や相談支援の推進</u> ○ <u>介護予防の推進</u> ○ 認知症ケア体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> 高齡者が尊厳を持ち、いつまでも自分らしく暮らせるよう、高齡者の権利を守る制度の利用支援に取り組む必要がある。 	<p>高齡者の権利が守られるよう、引き続き、高齡者虐待を防ぐための意識啓発に取り組むとともに、成年後見制度等の周知や利用支援などを行います。</p>	<p>4 高齡者の権利を守る制度の利用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齡者虐待を防ぐための周知啓発や情報提供 ○ 成年後見制度などの高齡者の権利を擁護する制度周知・利用促進